

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

野村信託銀行株式会社（証券コード：－）

【据置】

長期発行体格付	AA-
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 野村ホールディングスの100%子会社で、野村グループの信託業務、銀行業務を担う信託銀行。アセットマネジメントビジネスに不可欠な機能を有するほか、預貸金業務や相続関連業務においてもグループ各社と連携しており、グループの事業展開において重要な位置付けにある。当行の格付には、野村グループとの一体性が強いこと、リスク対比でみた資本充実度が良好な水準にあることなどが反映されており、野村グループのグループ信用力と同格としている。
- (2) 当行の信託業務の収益の柱は、投資信託などの財管業務で、野村グループの証券ビジネスと密接に関連している。投資信託財産残高は、野村グループからの受託を中心に19年3月末で17兆円強と、時価要因により前年同月比横ばいであるが、ファンド数や野村グループ以外の委託先は増加傾向にある。銀行業務においては、野村証券を代理店として富裕層向け貸出やインターネットバンキングを通じた有価証券担保貸出の増強に注力しており、これらの貸出金残高は順調に拡大している。相続関連業務の獲得件数はまだ少ないが、徐々に増えている。
- (3) システム費用の負担が重く、経費が高止まりしていることから、収益力は低水準で推移している。もっとも、採算性の低い事業からの撤退などで役務取引等利益が減少する一方で、信託報酬は増加しており収益貢献が高まっている。利回り低下から一時減少していた貸出金利息も回復しつつあり、利益は底打ちしている。今後も投資信託の受託残高や収益性の高い貸出金を拡大し、利益改善につなげていけるか注目している。
- (4) 貸出資産は大口先への与信集中度が高いものの、金融再生法開示債権は現在抱えておらず健全性は高い。保有有価証券は、公共債や高格付け債券が中心で信用リスクは大きくない上、金利リスクも抑制されている。投資信託の残高は少なく株式も保有していないため価格変動リスクは小さい。19年3月末のコア資本比率は16.8%と高い水準を維持しており、自己資本は質、量ともに良好である。

(担当) 大山 肇・阪口 健吾

■格付対象

発行体：野村信託銀行株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年6月19日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2019年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 野村信託銀行株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル